# 兵庫県公報

令和８年11月17日　火曜日　　号　　外

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）


## 目　　次


公　　告

ページ

○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）…… 1


## 公　　告

### 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の３第１項の規定により、令和８年11月４日付け告示第768号により告示した景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の縦覧期間を次のとおり延長する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和８年11月17日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称　　株式会社ホテルプレフォート

代表者の氏名　代表取締役　伊　藤　栄　紀

住所　　明石市小久保２丁目６-10

２　特定建築物等の名称及び所在地

名称　　（仮称）明石市松の内二丁目ホテル計画

所在地　明石市小久保２丁目２-10

３　延長後の準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所　まちづくり部都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

縦覧期間　令和８年11月４日から同月30日まで

（変更前：令和８年11月４日から同月17日）

４　延長後の意見書の提出期間及び提出先

縦覧期間　令和８年11月４日から同月30日まで

（変更前：令和８年11月４日から同月17日）

提出先　　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号　兵庫県まちづくり部都市政策課